

最近の畜産物価格等をめぐる情勢について

牛乳・乳製品関係	1
食肉関係	10
畜産経営安定対策の対象者について	18
畜産環境対策	20
飼料関係	21
家畜衛生関係	25

平成18年2月
農林水産省

〔牛乳・乳製品〕

○ 我が国における牛乳乳製品の需給構造

総供給量 約1,200万トン(生乳換算)

国内の生乳生産 約800万トン

飲用牛乳等向け

約500万トン

〔飲用牛乳:100円程度
ヨーグルト:80円程度〕

脱脂粉乳・バターへの加工向け

約200万トン
(60円程度)

その他
(生クリーム、チーズへの加工向け)
約100万トン

〔生クリーム:70円程度、チーズ:40円程度〕

輸入乳製品

約400万トン

うち、
チーズ約270万トン

注:()内は生乳1kg当たりの取引価格

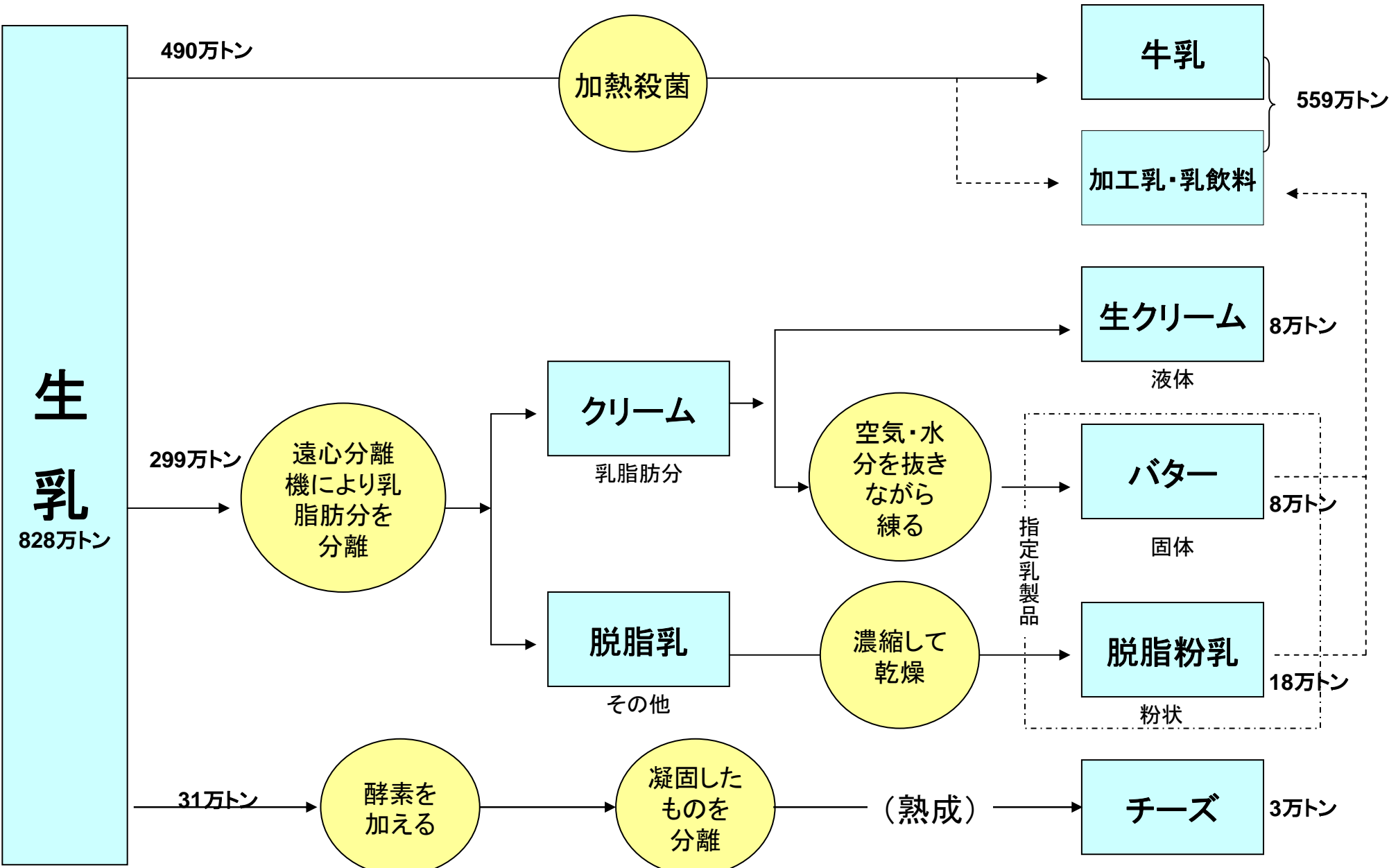
約8割が
都府県産

約8割が
北海道産

・加工原料乳は価格が安いいため、別途、国が補給金(10円/kg程度)を交付して再生産を確保。
・補給金の単価(17年度:10.40円/kg)と限度数量(17年度:205万トン)は、毎年度決定。

輸入量の6割以上がチーズ。
国内で消費されるチーズの9割が輸入品。

○ 乳製品の製造工程



資料：農林水産省『牛乳乳製品統計』、(社)中央酪農会議『用途別販売実績』。

注：数値は16年度概算値。

：牛乳処理量は上記用途のほか、自家用消費等8万トンあり。

○ 加工原料乳生産者補給金制度

制度の概要

目的

加工原料乳地域（北海道）の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳の生産者に補給金を交付。

補給金単価

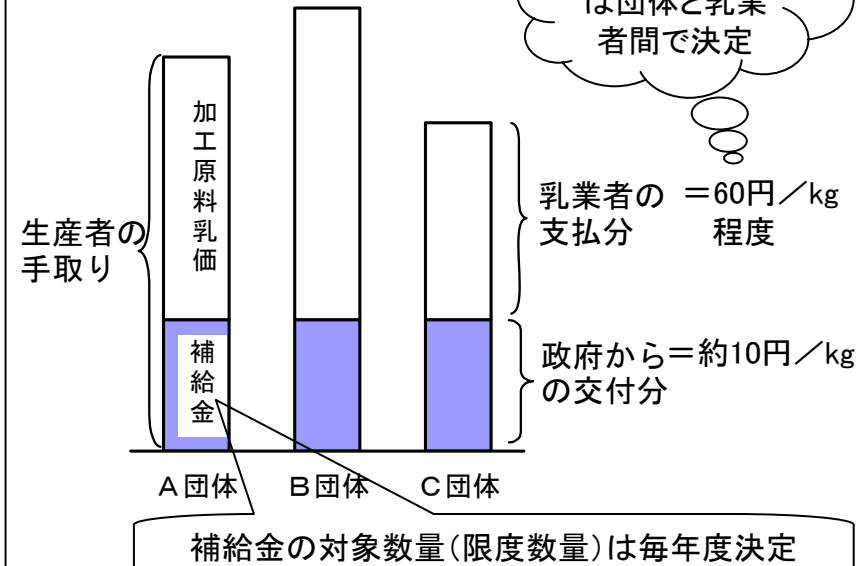
生産費の変動等に基づく一定のルールにより算定。17年度は、前年度から12銭/kg引き下げの10.40円で決定。

限度数量

飲用牛乳及び乳製品の需給事情等を考慮して設定。17年度は、前年度より5万t削減の2,050万トン。

制度の仕組み等

仕組み



補給金単価と限度数量の推移

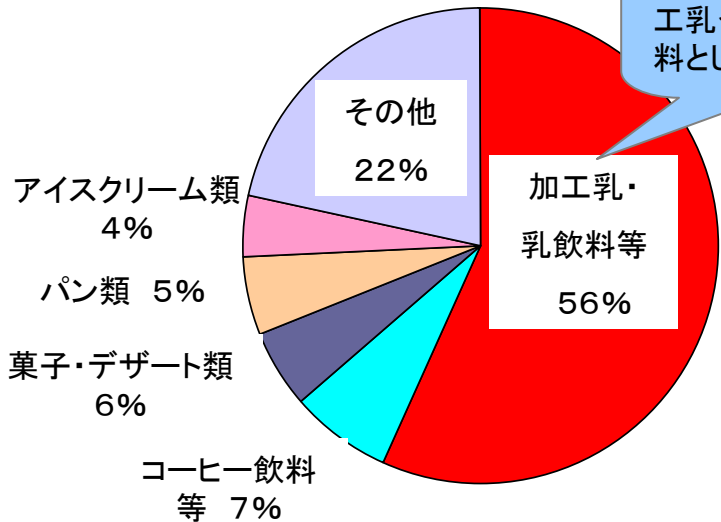
BSEの影響を織り込んで単価を算定

(単位:円/kg、千トン)

	平11	12	13	14	15	16	17
補給金単価	10.80	10.30	10.30	11.00	10.74	10.52	10.40
限度数量	2,400	2,400	2,270	2,200	2,100	2,100	2,050

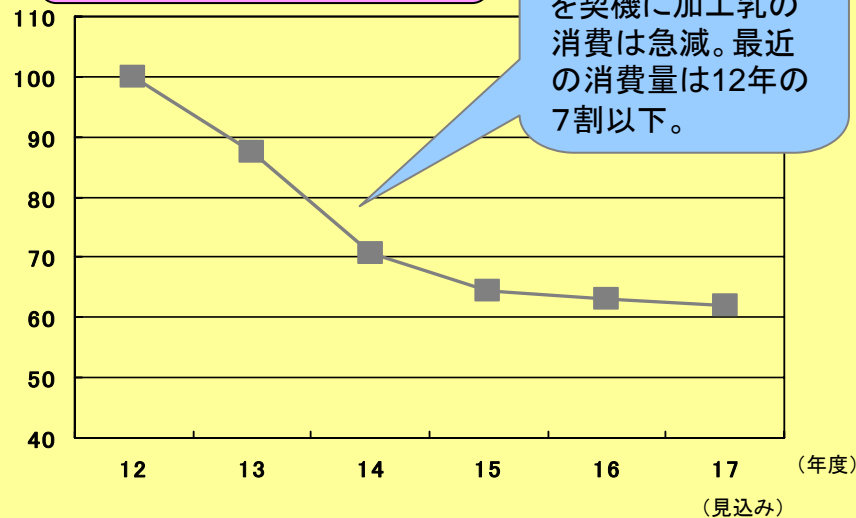
○ 脱脂粉乳の需給動向・・・脱脂粉乳の在庫削減対策の継続が課題

脱脂粉乳の用途(平成15年度)



脱脂粉乳は主に加工乳や乳飲料の原料として利用。

加工乳の消費指数(平成12年度=100)

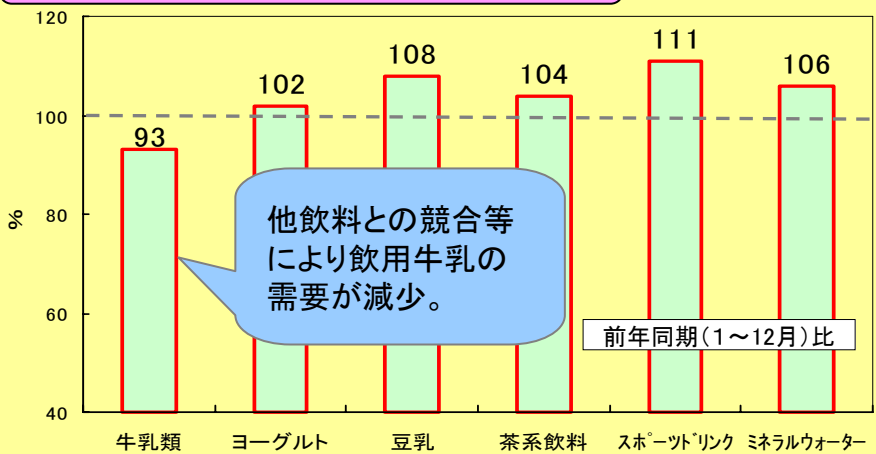


12年の食中毒事故を契機に加工乳の消費は急減。最近の消費量は12年の7割以下。

資料:農畜産業振興機構「主要乳製品の流通実態調査報告書(平成15年度)」

資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」、牛乳乳製品課調査
17年度は、(社)日本酪農乳業協会見通し。

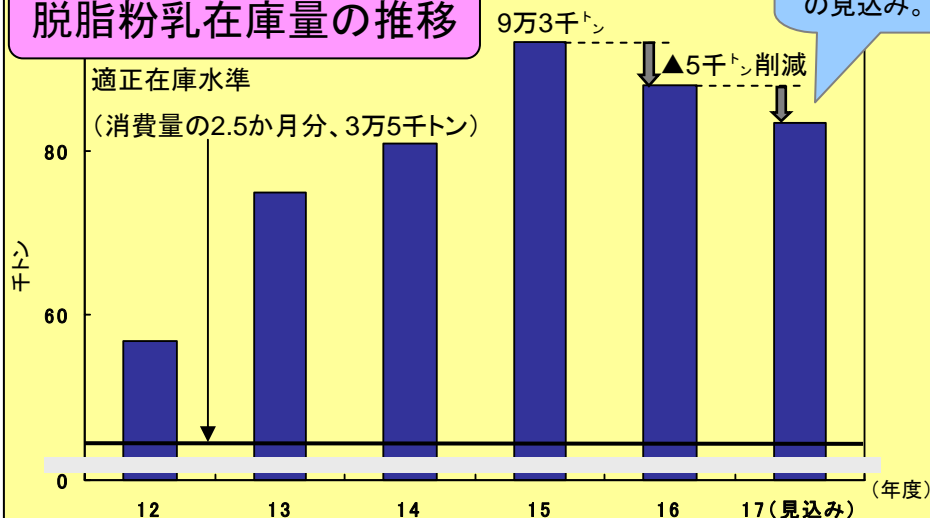
17年1~12月の飲料消費の伸び



他飲料との競合等により飲用牛乳の需要が減少。

前年同期(1~12月)比

脱脂粉乳在庫量の推移



適正在庫水準(消費量の2.5か月分、3万5千トン)

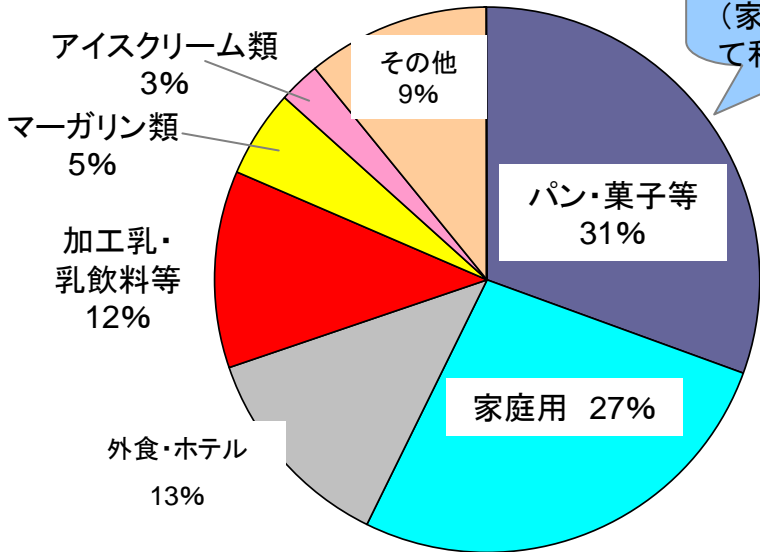
当初見込み通り5千トンの在庫削減の見込み。

資料:(社)日本酪農乳業協会調べ
注:100世帯当たりの購入容量の対前年同期比。

資料:牛乳乳製品課調べ、(社)日本酪農乳業協会見通し

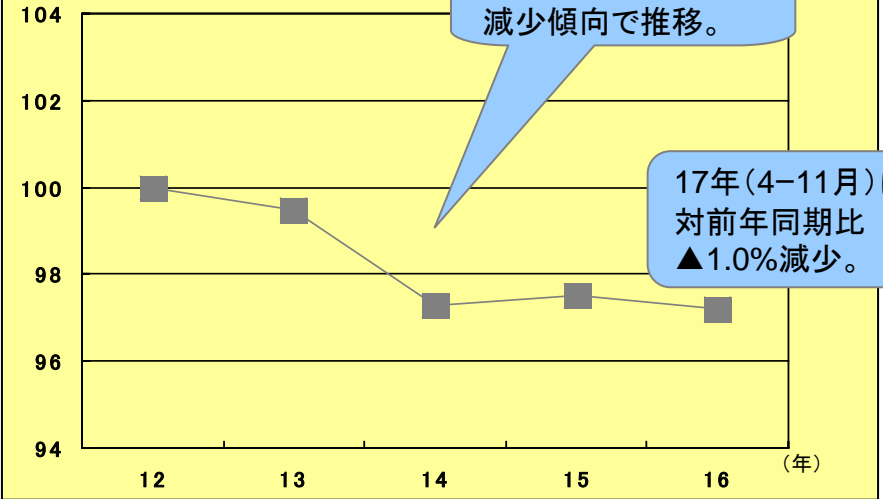
○ バターの需給動向・・・バター在庫積増抑制対策の実施が課題

バター用途 (平成15年度)



バターは主に製パン・製菓用や調理用(家庭、外食等)として利用。

パン類の生産量 (平成12年度=100)



パン類の生産量は、減少傾向で推移。

17年(4-11月)は対前年同期比 ▲1.0%減少。

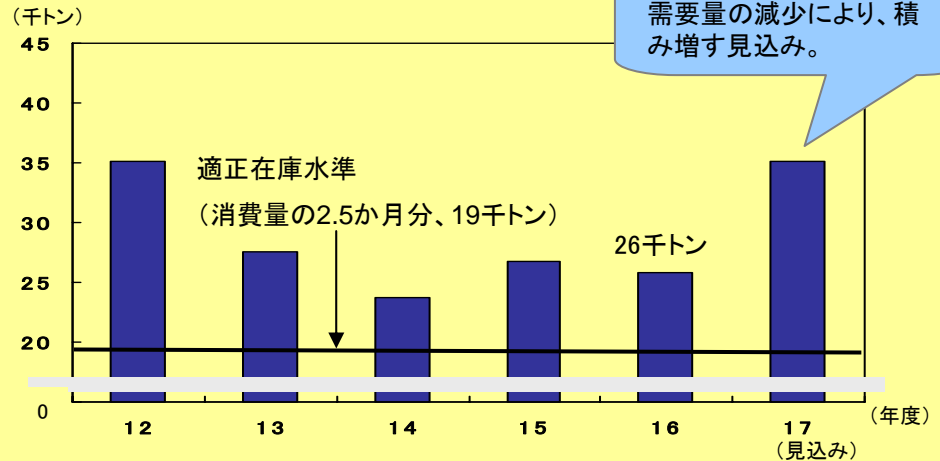
資料:農林水産省「米麦加工食品の生産動向」
パン類の生産量は、小麦粉使用量ベース。

在庫の積増抑制対策 (18年度)

○バターの需要に見合った生乳の生産 (12年振りに減産型計画生産へ)

○このほか、輸入乳脂肪調製品の国産生クリームへの置換により生乳需要を拡大

バター在庫量の推移



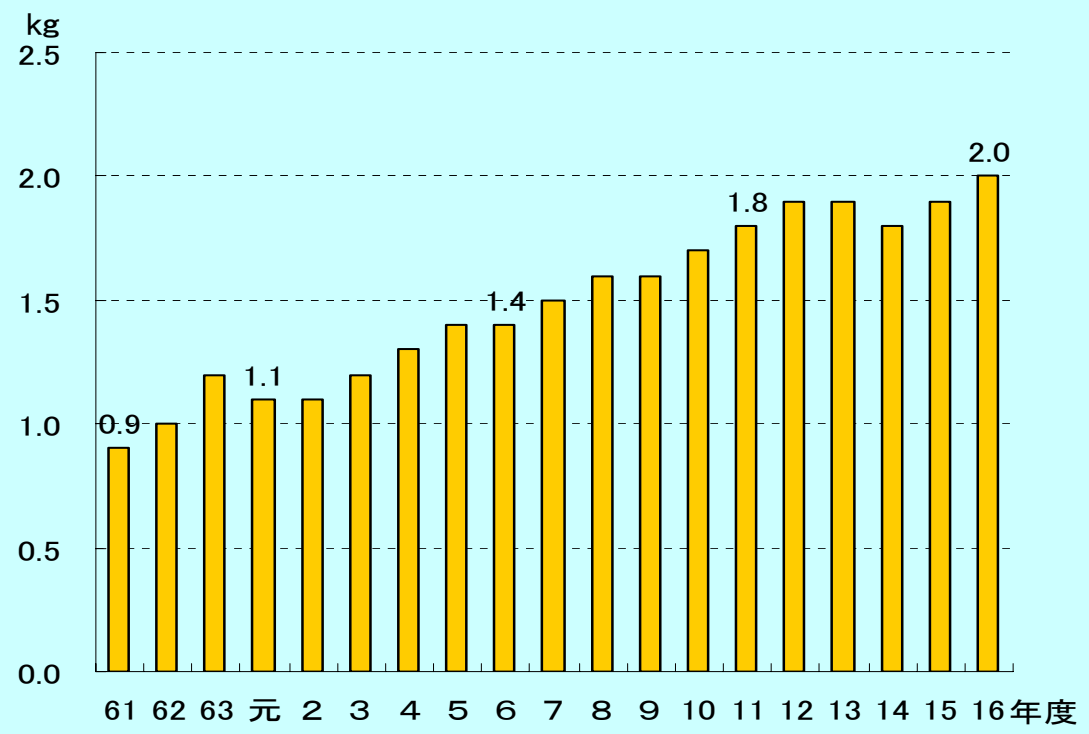
需要量の減少により、積み増す見込み。

資料:牛乳乳製品課調べ、(社)日本酪農乳業協会見通し

○ チーズの需給動向

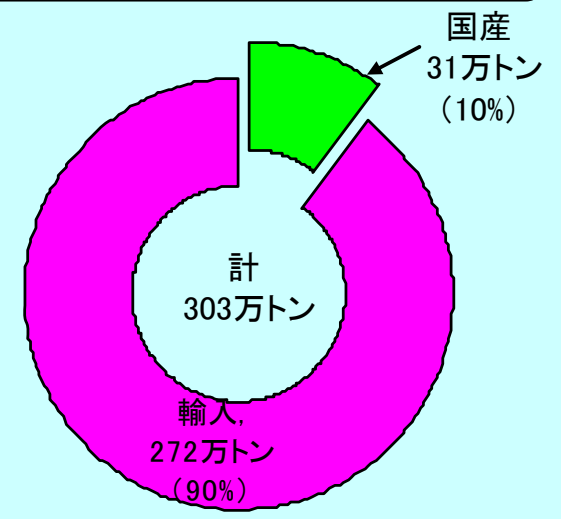
- ・チーズは、消費量が着実に増加している一方で、国産品の割合は生乳ベースで1割程度。
- ・輸入品と価格面で競争しうる余地があることから、国産需要拡大が重要。

○ 我が国の国民一人あたりチーズ年間消費量の推移



資料:農林水産省「食料需給表」

○ 国産・輸入別のチーズ供給量 (生乳ベース、16年度)



資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」、財務省「貿易統計」等

○ 国産価格の輸入価格に対する比率

脱脂粉乳	2.1倍
バター	4.3倍
ナチュラルチーズ	1.6倍

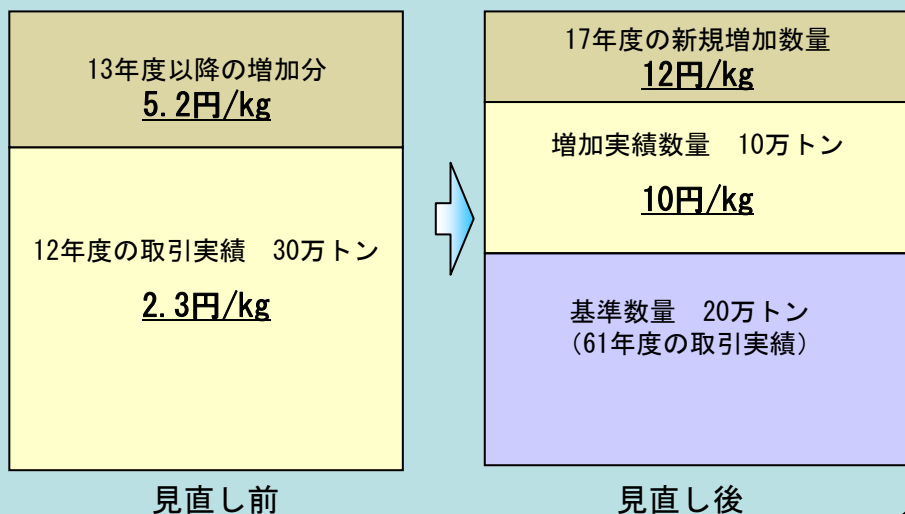
○ チーズ対策の進捗状況

- ・北海道では、チーズ向け生乳供給量が増加。
- ・明治乳業が、よつ葉乳業との連携のもと、十勝にチーズ工場の新設を決定。

チーズ向け生乳の拡大

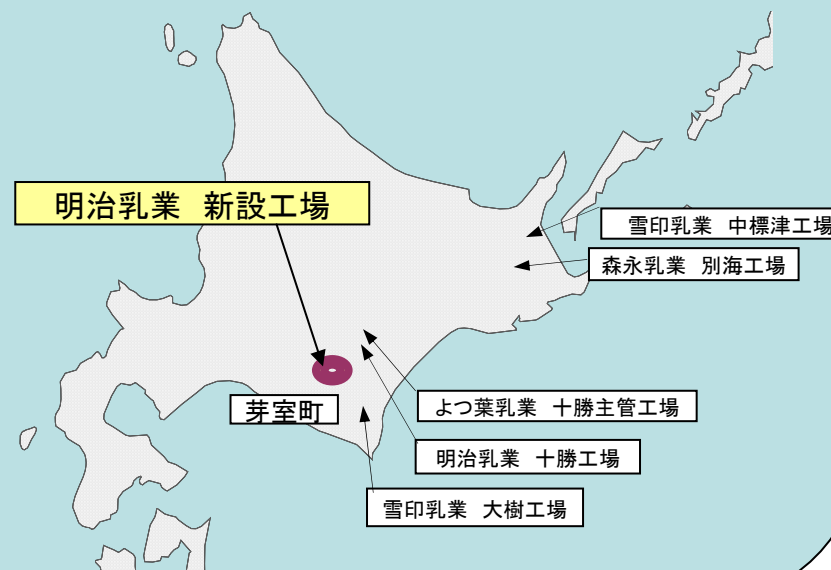
- 17年度供給計画(ホクレン)
30万トン→33万トン(生乳ベース)
12末現在供給量:24万トン

- 生乳需要拡大奨励事業
チーズ向け生乳に対する奨励金について、
単価を大幅に見直し。



チーズ工場の新増設

- チーズ工場整備の検討状況
 - ・明治乳業が20万トン(生乳ベース)規模の
チーズ工場の新設を決定(19年度末稼働予定)
 - ・その他の乳業メーカーにおいても、既存工場の
処理能力を向上(更なる向上についても計画)



○ 乳製品過剰在庫解消に向けた生産者団体等の自主的取組み

○生産者団体の自主的な取組みとして

- ・ 17年度は、脱脂粉乳過剰在庫処理対策の実施(当初2万3千トﾝ+追加9千トﾝ=3万2千トﾝ)のほか、九州、北海道で生産抑制対策を実施。
- ・ 18年度は、「減産型」の計画生産とすることを決定。

○20年度にはチーズ新工場が稼働し、チーズ仕向けが拡大。⇒ 18、19年度の2年間は、生産抑制等の対策が必要。

17年度

脱脂粉乳過剰在庫処理対策

3万2千トﾝ

チーズ向生乳拡大対策

30万トﾝ→34万トﾝ

生産抑制対策

九州

- ①体細胞基準の強化
- ②乳質不良牛の淘汰奨励(約6千頭)

北海道

- ①駄牛の淘汰(約3千頭)
- ②早期乾乳
- ③増頭計画の凍結

18年度

脱脂粉乳過剰在庫処理対策

対策の継続を決定

輸入乳脂肪調製品置換対策

輸入乳脂肪調製品を国産生クリーム等に置換する対策を決定

生産抑制対策

(社)中央酪農会議

計画生産を「減産型」にすることを決定

北海道

経営方向を尊重した目標数量選択制度を検討中

- ①Aタイプ(経営維持・拡大意向)
前年比100%
- ②Bタイプ(経営縮小意向)
前年比90%

〔 全酪農家からの拠出金により、
乳価4円/kg上乘せ 〕

2年間

生産抑制等の
対策が必要

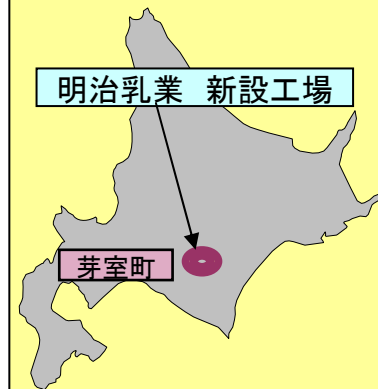
20年度～

チーズ増産体制

明治乳業がよつ葉乳業との連携のもと、十勝に生乳20万トﾝ規模のチーズ新工場を操業開始予定

明治乳業 新設工場

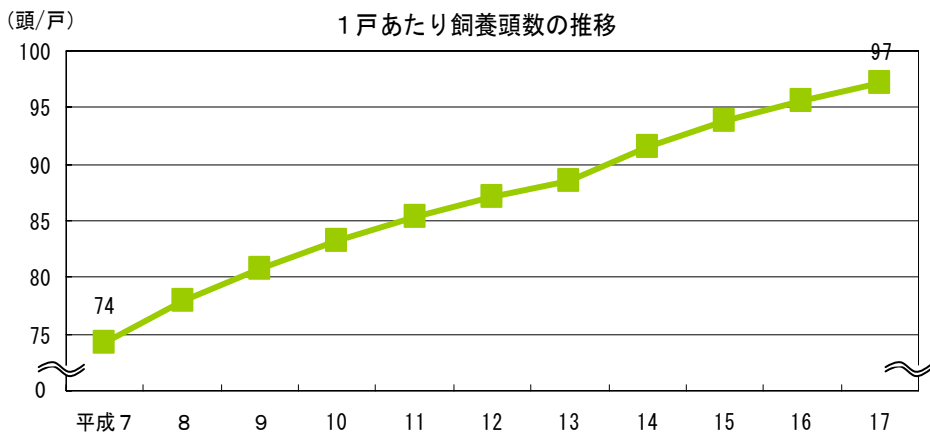
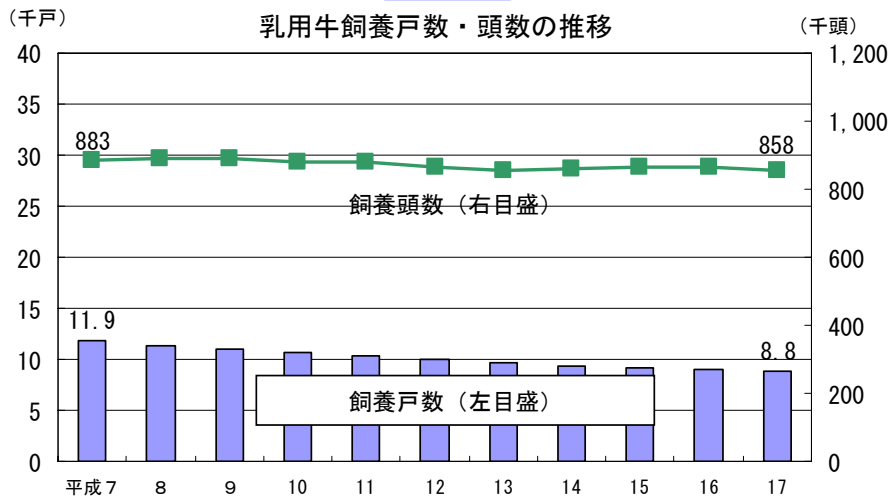
芽室町



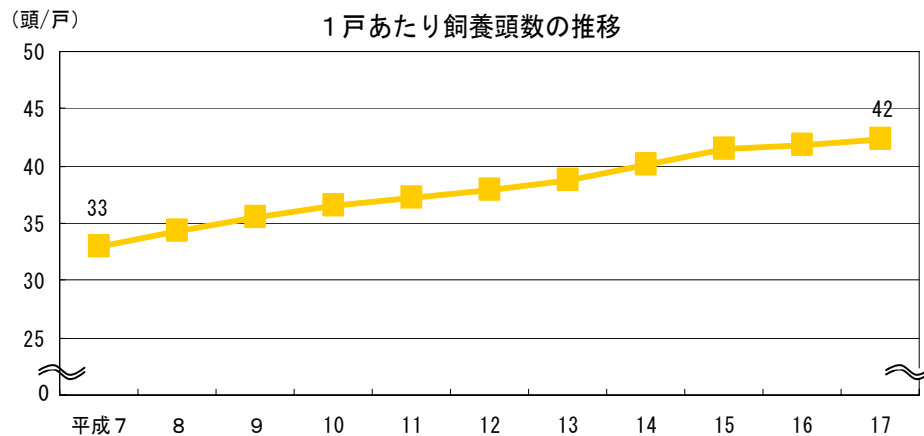
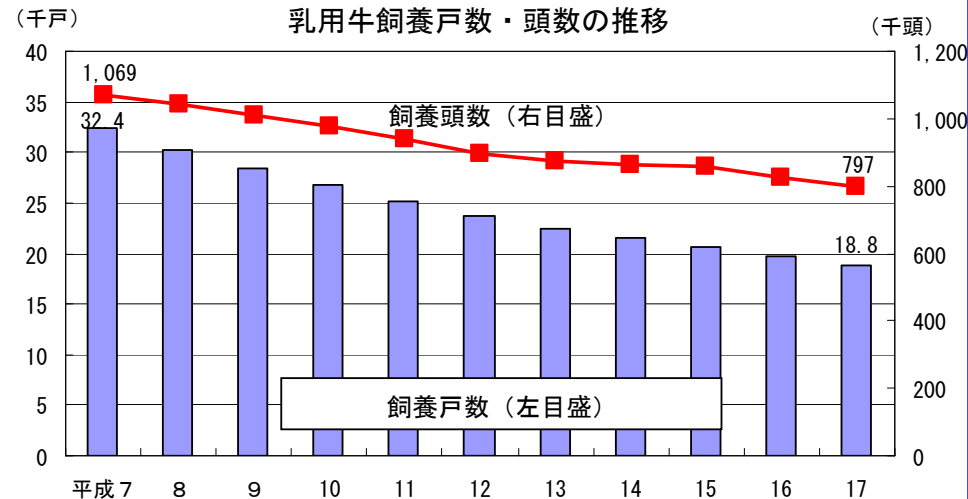
酪農経営の状況

- ・ 乳用牛の飼養戸数は、都府県の小規模層を中心に減少を続けており、17年には全国で約28千戸。
(北海道:約9千戸、都府県:約19千戸)
- ・ また、飼養頭数は、近年、都府県では減少傾向、北海道では横ばいで推移し、17年には全国で1,655千頭。
(北海道:約858千頭、都府県:約797千頭)
- ・ 1戸当たり飼養頭数をみると、17年には北海道97頭、都府県42頭となっており、規模拡大が着実に進展。

北海道

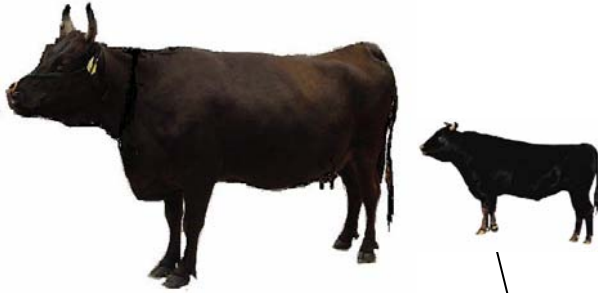


都府県



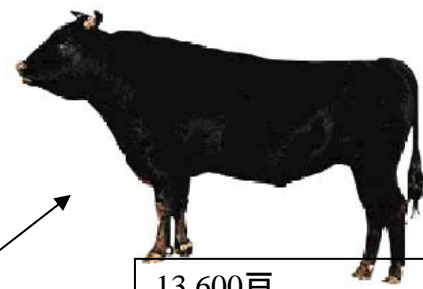
○ 肉用牛生産の概況

肉専用種繁殖経営



76,200戸
62万頭
(10か月育成)

肥育経営



13,600戸
72万頭
出荷月齢:30か月
(肥育期間:20か月)

と畜



46万頭 (19万t)
平均102万円/頭

子牛の取引

黒毛和種:48万頭 50.7万円/頭
 褐毛和種: 1万頭 39.2万円/頭
 乳用種:33万頭 11.3万円/頭
 交雑種:27万頭 26万円/頭

酪農経営



27,700戸
166万頭
(又レ子は10日程度で出荷)

乳用種



交雑種



乳用種・交雑種 育成・肥育経営



7,930戸
105万頭
出荷月齢:21~25か月
(肥育期間:15~19か月)

と畜



乳用種
28万頭 (12万t)
平均36万円/頭

交雑種
27万頭 (12万t)
平均62万円/頭

国産牛肉の
枝肉生産量
は51万t(乳
廃牛を含
む)で、自給
率は44%

取引

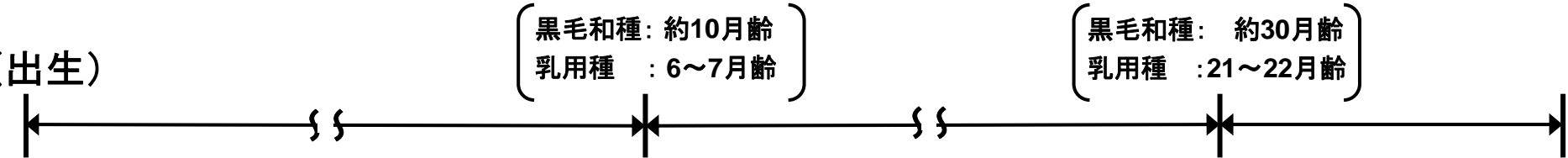
取引

○ 肉用子牛生産者補給金制度

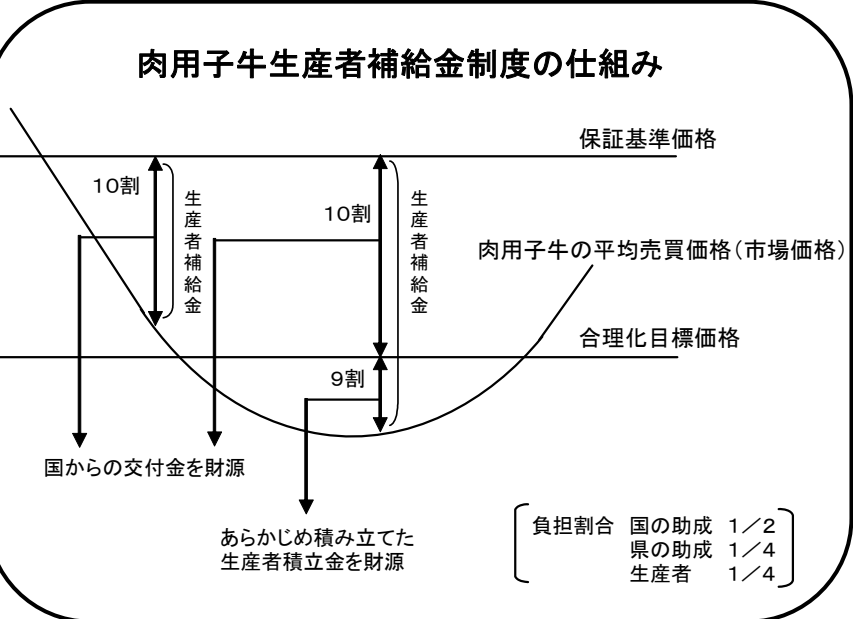
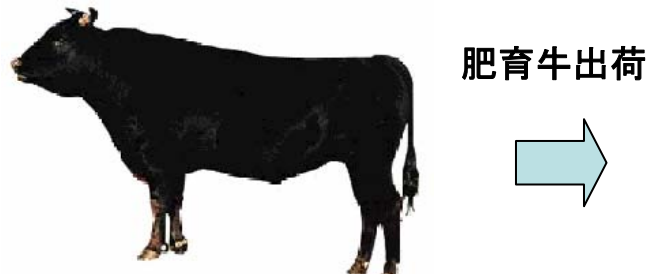
繁殖農家(育成農家)

肥育農家

と畜場



子牛価格が保証基準価格(再生産可能な水準)を下回ったときに生産者補給金を交付



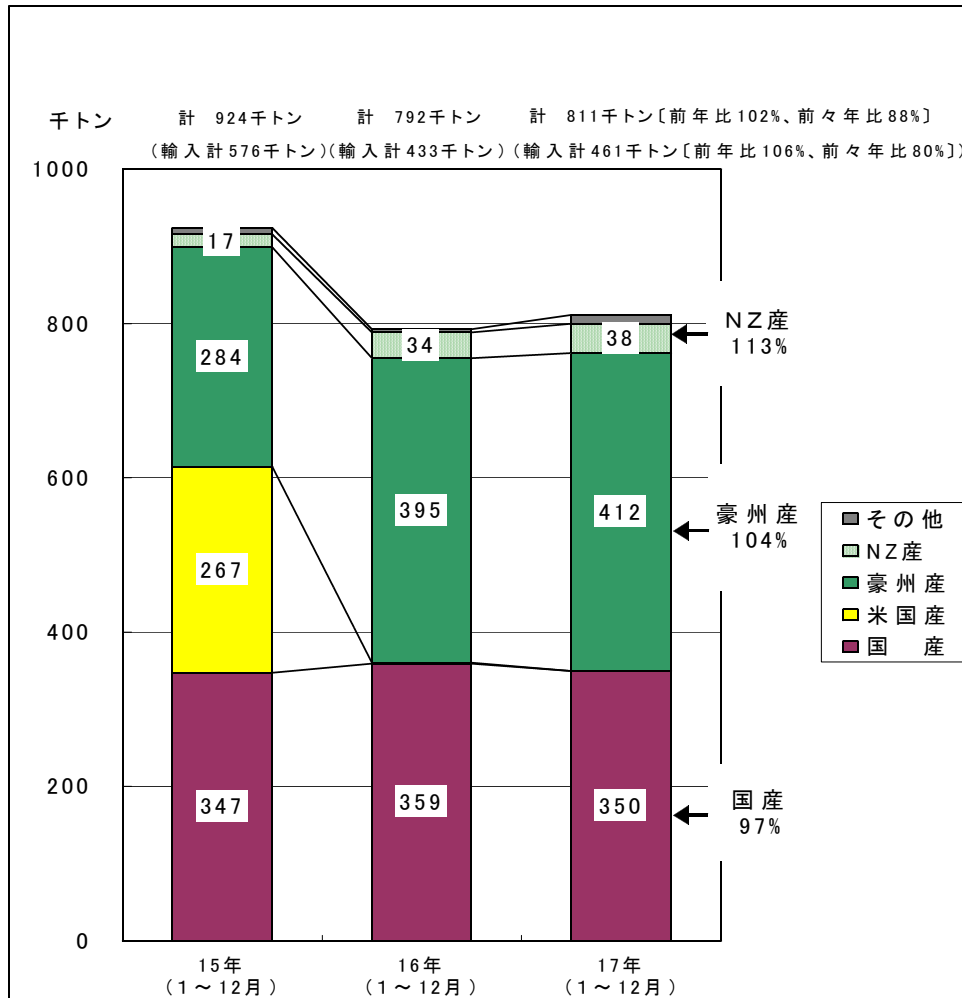
- ### 子牛価格(17年度第3四半期)
- ・黒毛和種: 50.7万円
(保証基準価格: 30.4万円 発動なし)
 - ・褐毛和種: 39.2万円
(保証基準価格: 28万円 発動なし)
 - ・その他肉専用種: 24万円
(保証基準価格: 20万円 発動なし)
 - ・乳用種: 11.3万円
(保証基準価格: 11万円 発動なし)
 - ・交雑種: 26万円
(保証基準価格: 17.5万円 発動なし)

- ### 枝肉価格(17年10~12月)
- ・黒毛和種: 102万円
 - ・乳用種 : 36万円
 - ・交雑種 : 62万円

○ 最近の牛肉及び食肉全体の供給量（17年）

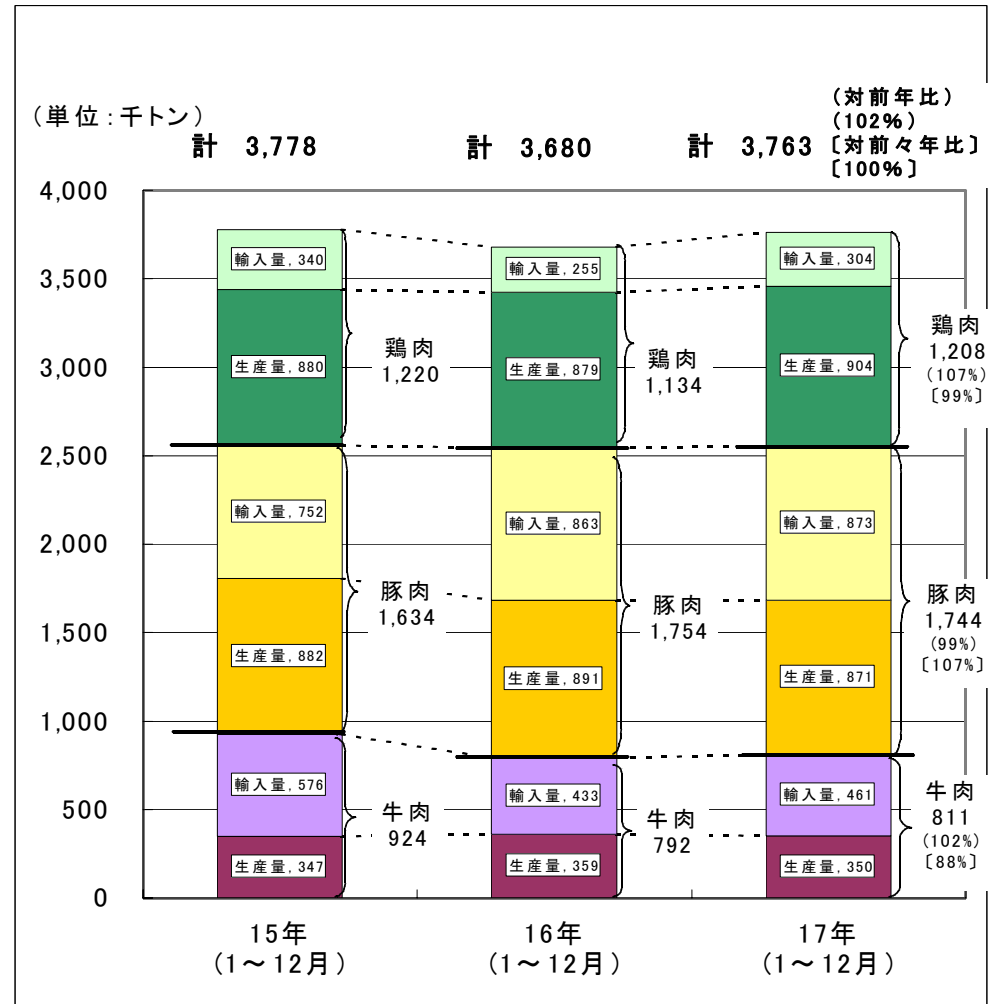
【牛肉】

（米国産牛肉の輸入停止以降（15年12月以降）、豪州産等牛肉の輸入が増加）



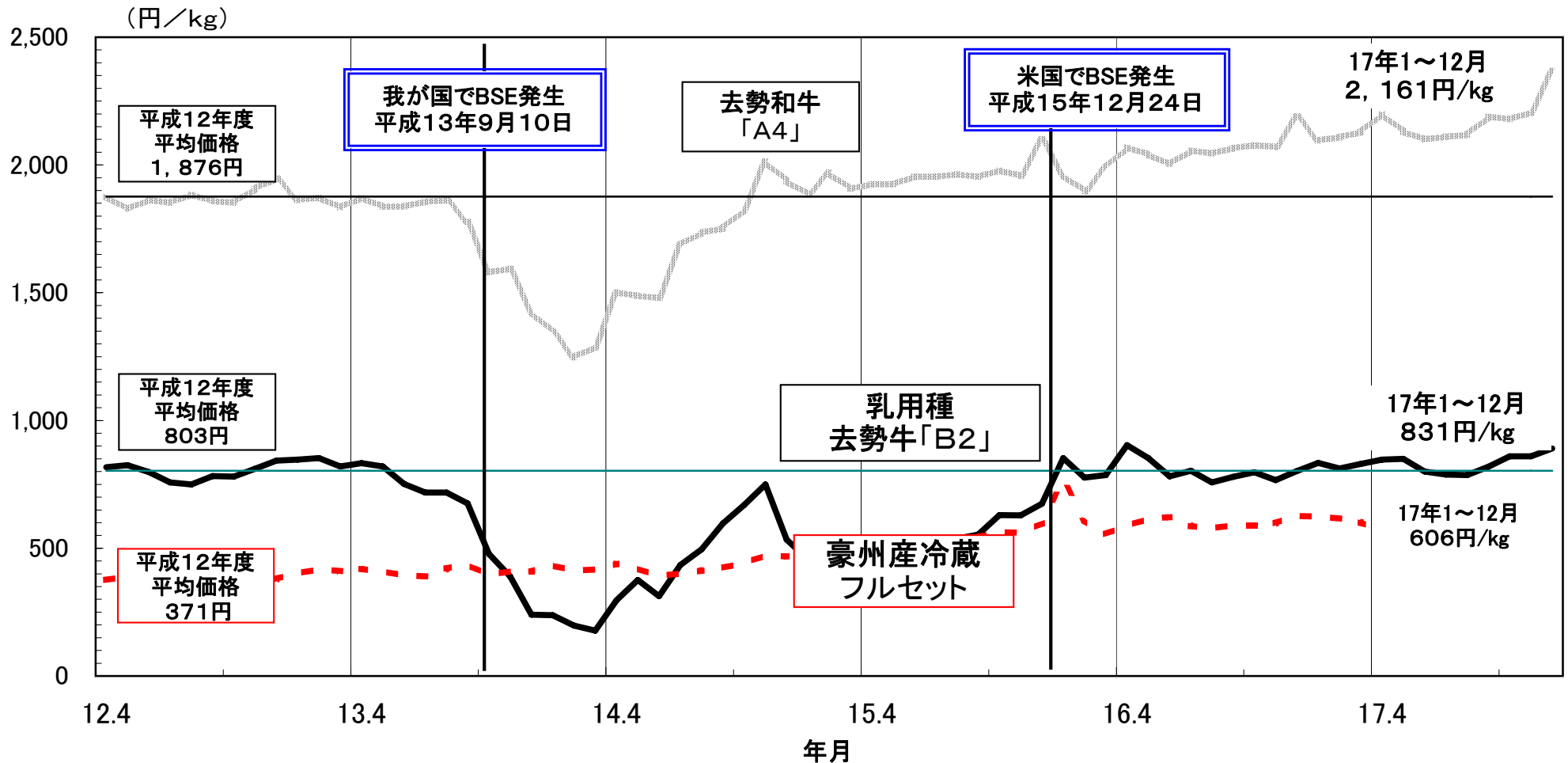
【食肉全体】

（牛肉及び鶏肉の供給量が減少する中で、豚肉の供給量が増加）



資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「貿易統計」。数量は部分肉ベースであり、調製品は含まれない。

○ 牛枝肉卸売価格の推移 (乳用種牛肉と輸入牛肉は、価格・品質面で競合している)

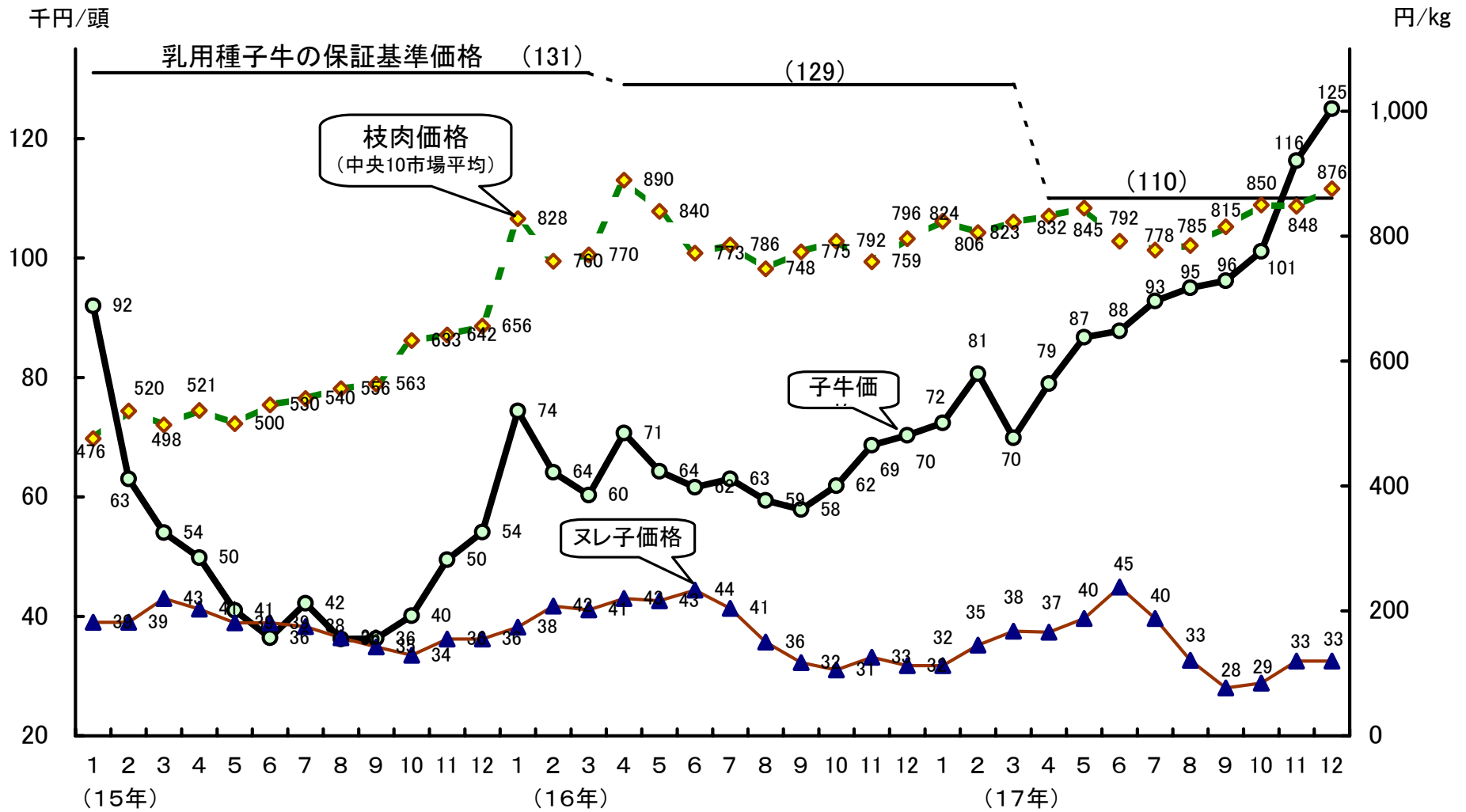


資料：農林水産省「畜産物流通統計」、農畜産業振興機構調べ

注1：国産枝肉卸売価格は中央10市場の平均値

注2：豪州産牛肉価格(ショートグレインフェット)については、部分肉仲間相場価格を枝肉換算している

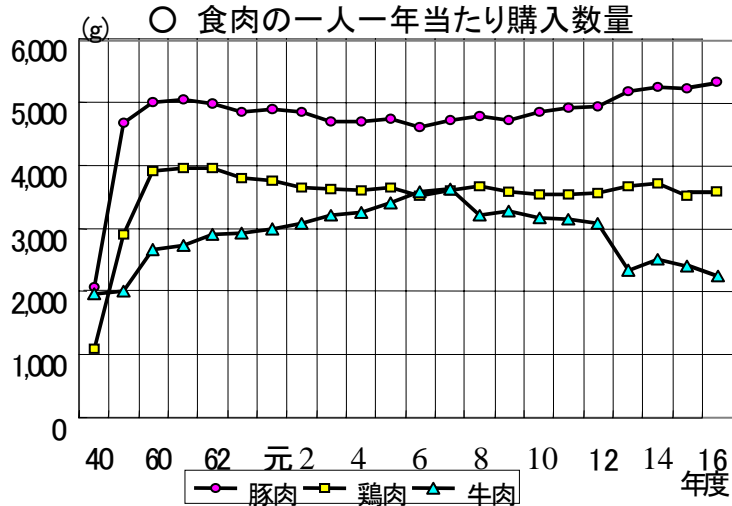
○ 乳用種子牛・ヌレ子・枝肉価格の推移



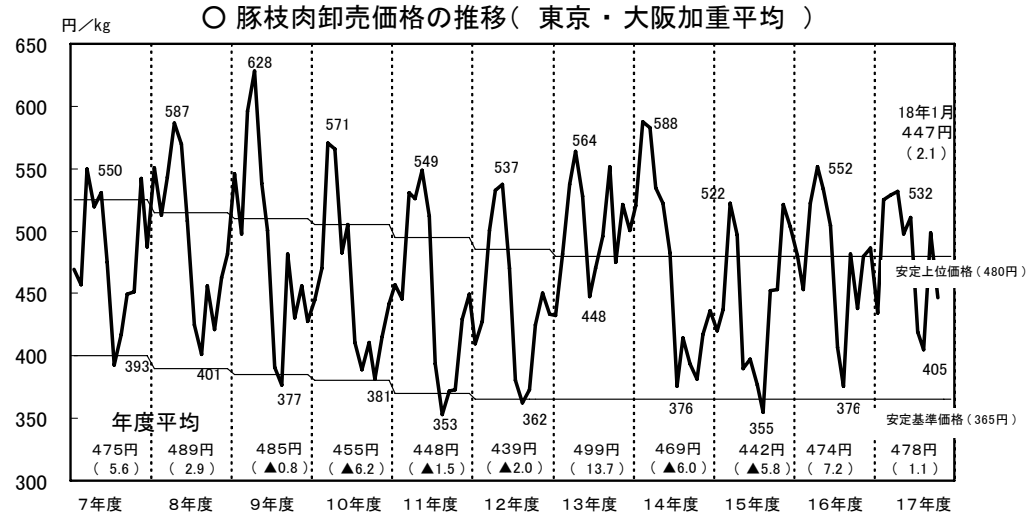
資料: 農林水産省調べ、「農作物価統計」、「畜産物流通統計」農林水産省

○ 豚肉の需給及び価格の動向

- ・ 豚肉は食肉の中で消費量が最も多く、食生活上重要な食材としてその地位を確保。
- ・ 消費量は、国内外のBSEや鳥インフルエンザ発生に伴う、牛肉、鶏肉の代替需要により増加。国内生産量は、14、15年度は増加したが、16、17年度はわずかに前年度を下回って推移。輸入量は13年9月のBSE発生による牛肉の代替需要等により増加。
- ・ 豚枝肉卸売価格は、14、15年度は前年度に比べ低下したが、16、17年度は米国产牛肉の輸入停止措置の影響等により前年度を上回って推移。



資料：総務省「家計調査年報」



資料：農林水産省「畜産物流通統計」

○ 豚肉需給の推移

(部分肉ベース, 単位: 千ト, %)

年度	2	7	10	11	12	13	14	15	16	17 (4~12月)
消費量	1,446 (0.0)	1,461 (▲0.5)	1,481 (2.4)	1,512 (2.1)	1,516 (0.2)	1,549 (2.2)	1,622 (4.7)	1,661 (2.4)	1,720 (3.5)	1,319 (▲2.2)
生産量	1,075 (▲3.8)	910 (▲5.6)	904 (0.3)	893 (▲1.2)	879 (▲1.6)	862 (▲1.9)	872 (1.2)	892 (2.3)	884 (▲0.9)	650 (▲1.9)
輸入量	342 (▲6.7)	535 (6.3)	546 (5.5)	653 (19.6)	651 (▲0.3)	706 (8.5)	748 (5.9)	779 (4.2)	862 (10.7)	702 (1.5)
期末在庫	69	69	76	110	124	144	142	151	177	210

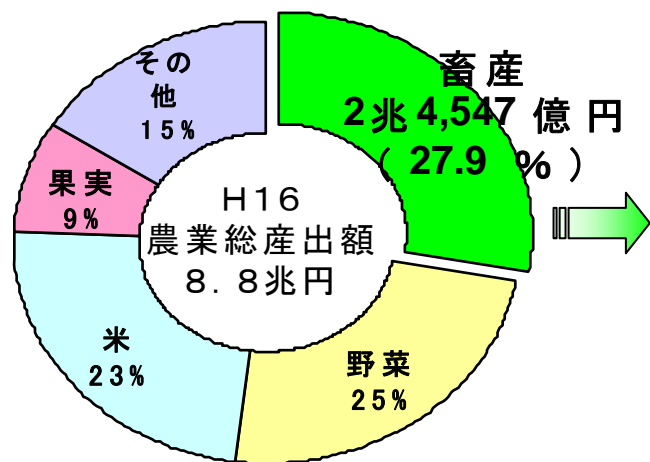
資料：「畜産物流通統計」, 「日本貿易統計」, 「食肉の保管状況調査」

注：()内は対前年増減率

○ 養豚経営の概況

- ・ 養豚は、農業総産出額8.8兆円のうち5,335億円(6.1%)を占め、また、地域経済の中で重要な位置付け。
- ・ 16年の飼養戸数は約9千戸、飼養頭数は約9,724千頭。

○ 農業総産出額の内訳



資料:農林水産省「農業産出額」

○ 畜産における産出額の内訳

	全国
牛肉	18.1%
生乳	28.0%
豚	21.7%
鶏肉・鶏卵	25.2%
その他	7.0%

○ 豚の産出額、飼養戸数及び飼養頭数(H16)

	全国
豚産出額	5,335億円
飼養戸数	8,880戸
飼養頭数	9,724千頭

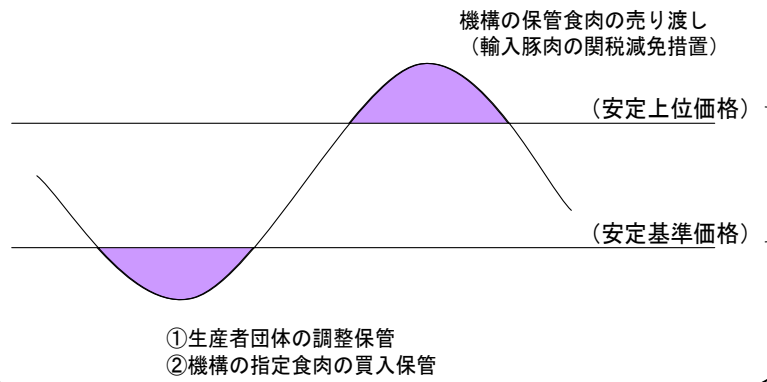
資料:農林水産省「畜産統計」、「農業産出額」

注:飼養頭数、飼養戸数はH16.2.1現在

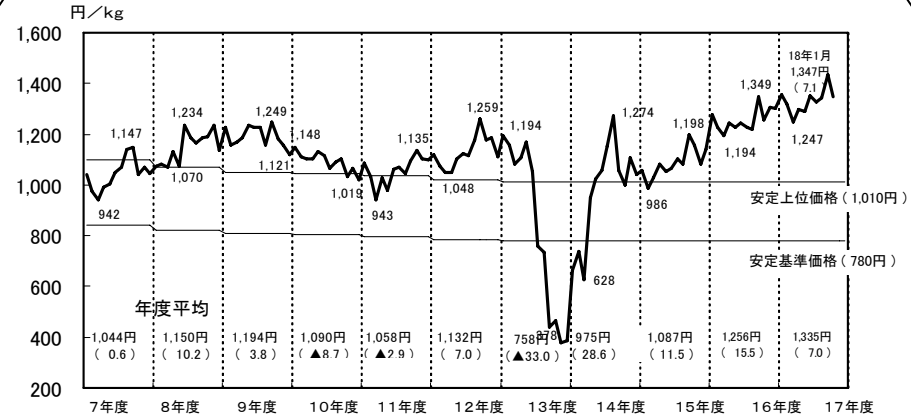
○ 指定食肉（牛肉・豚肉）の価格安定制度

- ・ 食肉の価格安定制度は、農畜産業振興機構の需給操作等を通じて安定価格帯の幅の中に卸売価格を安定させることにより、価格の乱高下を防ぎ、消費者への食肉の安定供給を図るとともに、生産者の経営安定に資することを目的としている。
- ・ 安定価格については、畜産物の価格安定に関する法律第3条に基づき、毎年度、食肉の「生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮し、その再生産を確保することを旨として」安定価格帯(安定上位価格及び安定基準価格)を定めることとしている。

◎ 価格安定制度の仕組み



◎ 牛枝肉卸売価格の推移



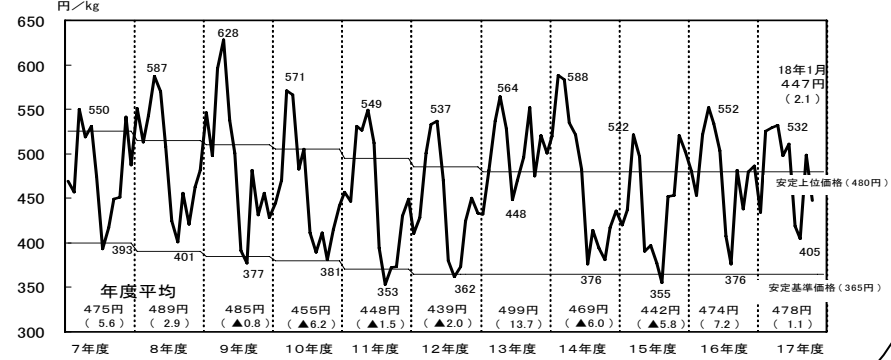
資料: 農林水産省「畜産物流通統計」

◎ 指定食肉の安定価格(17年度)

(単位: 円/kg)

	牛肉	豚肉
安定上位価格	1,010	480
安定基準価格	780	365

◎ 豚枝肉卸売価格の推移



資料: 農林水産省「畜産物流通統計」

○ 畜産経営安定対策の対象者

畜産経営安定対策の対象者

- ・ 畜産の経営安定対策については、これまでの施策の目的と効果を踏まえ、対象経営を明確化する。（食料・農業・農村基本計画（17年3月））
- ・ 平成19年度からの実施を目指し、18年3月の畜産物価格決定に併せて具体的な内容を取りまとめ。

○ 加工原料乳生産者補給金制度

目的 飲用向けに比べて価格面で不利のある加工原料乳の生産者に補助金を交付することにより、加工原料乳の再生産を可能とし、生乳全体の需給安定を図る。

効果 指定団体の中で計画生産に参加する生産者を本制度の対象とすることで、計画生産の確実な実施と生乳全体の需給安定に寄与。

○ 肉用子牛生産者補給金制度

目的 牛肉の輸入自由化の代償措置として設けられ、肉用子牛の価格が低落した場合に子牛生産者に補給金を交付することにより、繁殖経営の再生産を可能とし、肉用牛生産の安定を図る。

効果 ・牛肉の輸入自由化や国内BSE発生による子牛価格の下落に際し、セーフティネット措置として、子牛生産の安定に寄与。
・我が国の肉用牛生産は、繁殖経営から供給される素牛（子牛）を肥育経営が肥育して出荷する構造。広く肉用子牛の生産者を本制度の対象とすることで、肉用牛生産の安定が図られている。

○ 肉用牛肥育経営安定対策事業・地域肉豚生産安定基金造成事業

目的 牛枝肉価格や豚肉価格が低落した場合に、生産者に補てん金を交付することで、肉用牛肥育経営や養豚経営の安定を図る。

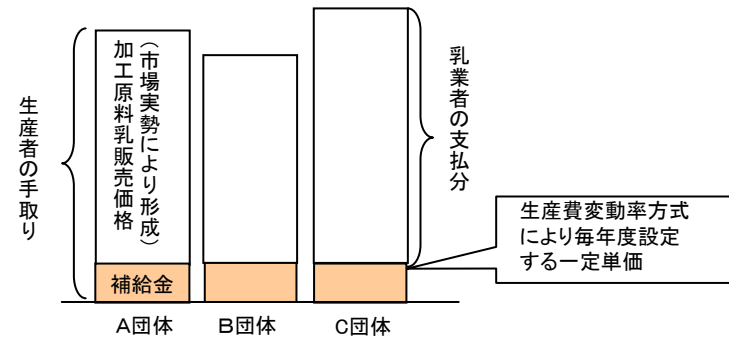
効果 ・国内BSE発生による枝肉価格の下落等に際し、セーフティネット措置として、肉用牛肥育経営・養豚経営の安定に寄与。
・肥育経営及び養豚経営では構造改革が相当程度進んでいるところ。

〈参考〉畜産の経営安定対策

加工原料乳生産者補給金制度

目的: 加工原料乳の価格の不利性を補てんし、加工原料乳地域の生乳の再生産の確保等を図るため、加工原料乳生産者へ補給金を交付。
 対象者: 経営安定対策に係る指定団体との生産者積立金契約の対象となっている加工原料乳の生産者。

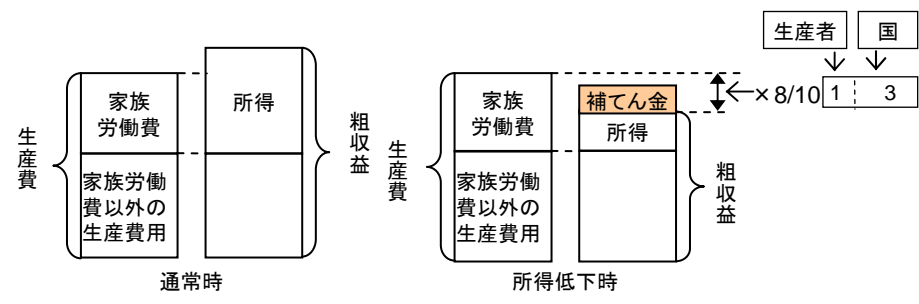
仕組み



肉用牛肥育経営安定対策事業

目的: 肉用牛肥育経営の安定を図るため、生産者の抛出と国の助成により基金を造成し、収益性が悪化したときに家族労働費と推定所得の差額の8割を補てんする。
 対象者: 肥育牛の生産者であって、都道府県畜産協会等との間に肥育牛補てん金契約を締結した者

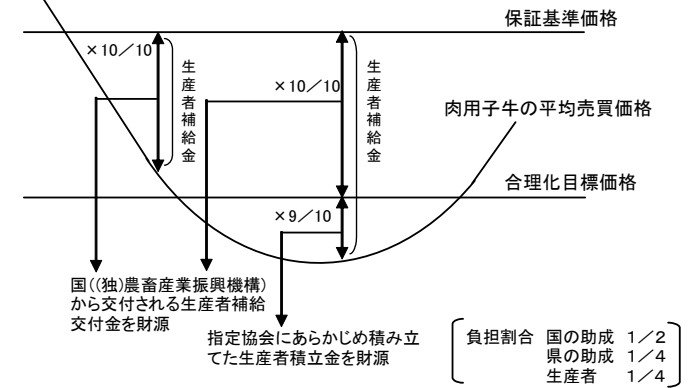
仕組み



肉用子牛生産者補給金制度

目的: 肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付することにより、肉用子牛生産の安定を図る。
 対象者: 肉用子牛の生産者であって、都道府県指定協会との間に生産者補給金交付契約を締結した者。

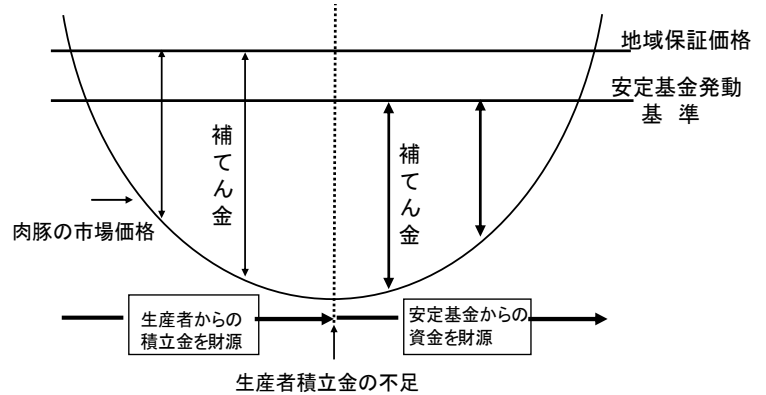
仕組み



地域肉豚生産安定基金造成事業

目的: 都道府県段階において、生産者等が自主的に積み立てて実施している肉豚の価格差補てん事業に対し、この「生産者積立金」が不足した場合に、これをバックアップするための「地域肉豚生産安定基金」を造成。
 対象者: 肉豚の生産者であって、道府県畜産協会等との間で肉豚の価格補償事業契約を締結した者。

仕組み



○ 畜産環境対策

1. 家畜排せつ物法の本格施行（平成16年11月1日）

一定規模以上の畜産農家は、管理基準に従った家畜排せつ物の管理が必要。

2. 家畜排せつ物法への対応状況

ほとんどの畜産農家は管理基準に適合している状況（平成17年12月1日時点の適合農家率99.9%）。

3. 畜産環境対策の推進

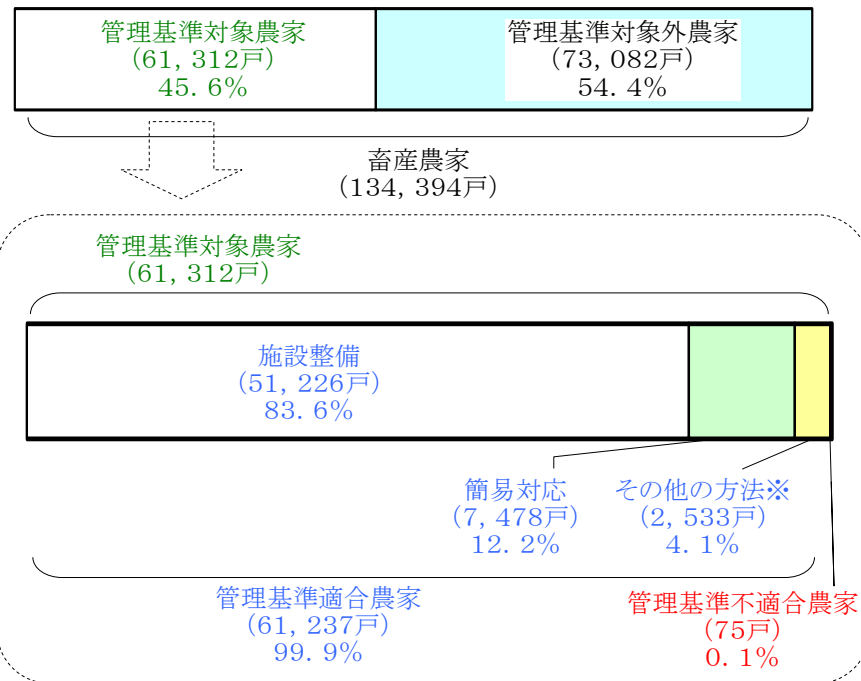
緊急避難的に簡易な措置により管理基準に対応した農家について、持続的で環境保全効果の高い施設整備への支援を実施。

支援策：① 1 / 2 補助付きリース

② 共同利用施設の整備

③ 税制

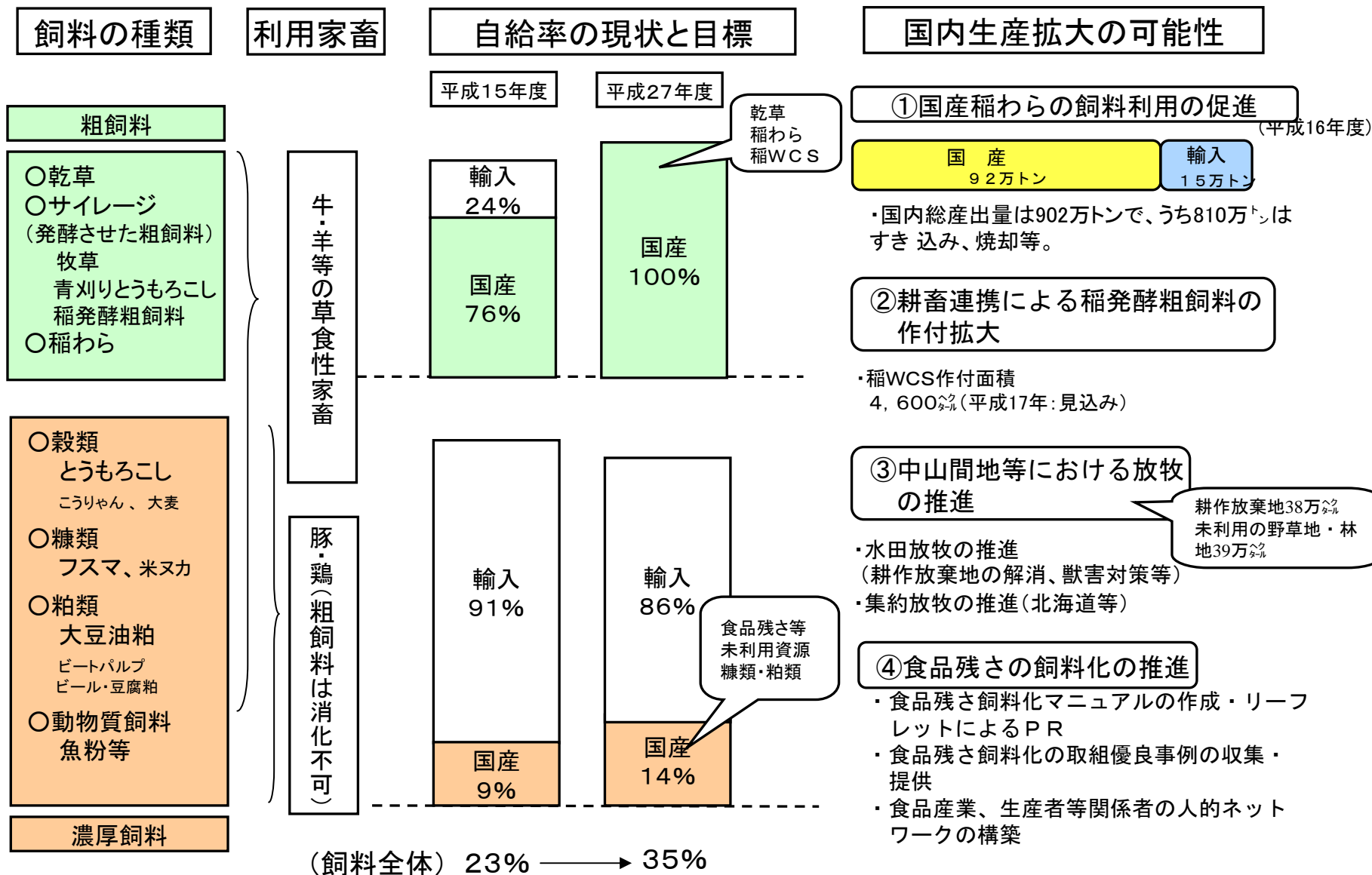
家畜排せつ物法への対応状況
（平成17年12月1日時点調査結果、1月31日公表）



※その他の方法とは、通年放牧や下水道の利用等によるもの。

〔飼料関係〕

○ 飼料自給率の現状と目標について



○ 稲わら・稲発酵粗飼料の利用・生産の推進について

- 稲わらの自給率は86%。飼料自給率の向上や口蹄疫問題等も考慮すれば、今後、すき込み、焼却されている国産稲わらの一層の飼料利用を推進することが重要。
- 稲発酵粗飼料(稲WCS)は、稲作農家にとっては作りやすく、畜産農家にとっては飼料価値の高い「飼料作物」として、転作田での作付が増加し、最近では、稲作農家が生産・収穫し、畜産農家へ販売する事例も増加。
- 稲WCSについては、今後も増加が見込まれる一方、ある程度の財政負担が避けられないことから、国民のコンセンサスが必要。

稲わらの需給(平成16年度)

稲わら輸入量 15万トン

国産稲わらの仕向量

飼料用	92万トン
すき込み	671万トン
焼却	25万トン
その他	114万トン
計	902万トン

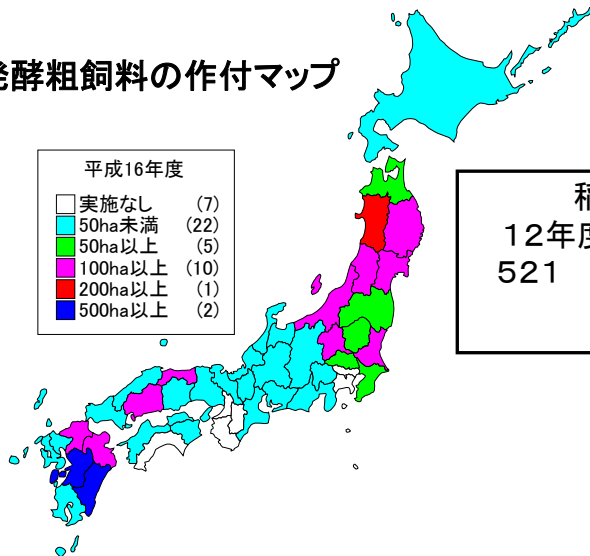
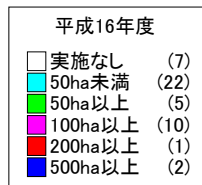
飼料利用

(注) 17年産国産稲わらの飼料用確保量は約108万トン(対前年16万トン増)の見込。

稲WCS作付拡大の課題

- 耕種農家による生産・調製の拡大
- (総合)コントラクター利用の拡大
- 直播き等の低コスト栽培技術の普及
- 栄養収量の高い専用品種の開発

稲発酵粗飼料の作付マップ



転作作物を作付けていない水田の活用
(調整水田・自己管理水田の合計)
112千㍍

稲発酵粗飼料の作付面積推移 (㍍)

12年度	15年度	16年度	17年度
521	→ 5,214	→ 4,375	→ 4,600
(見込み)			

稲WCSをめぐるトピック

- 新品種(稲WCS専用)の開発
16年度2品種(夢あおば、ニシアオバ)
17年度2品種(べこあおば、リーフスター)
- 自走式専用ロールベアラの導入
16年度実績15台



稲WCS作付田とハウス繁殖牛舎



自走式専用ロールベアラの利用も増加

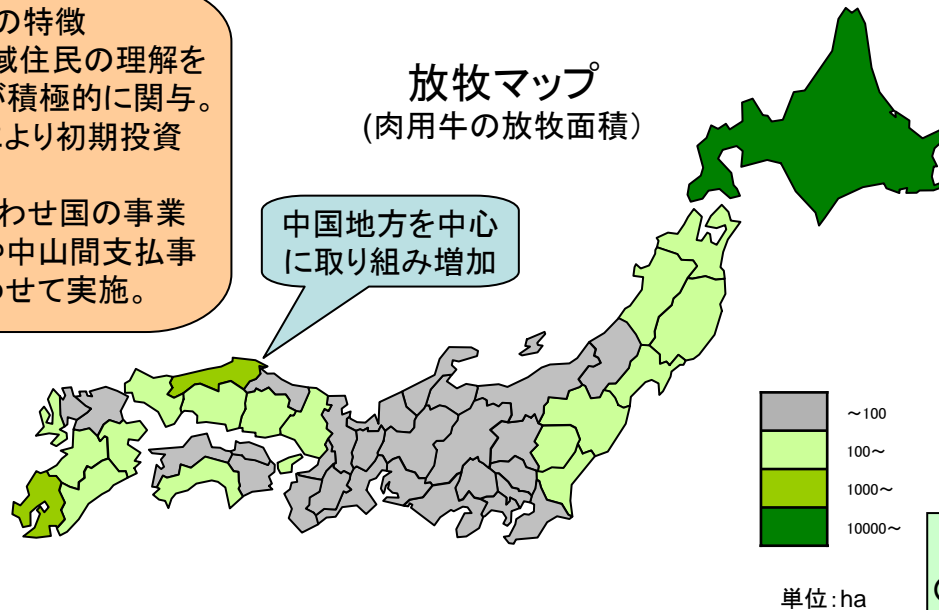
○ 放牧の推進について

- 繁殖農家のコストダウンや省力化の観点から放牧の拡大が必要。現在、野草地や林地での放牧が5割を占める。
- 最近では、耕作放棄地や水田を活用した放牧への取り組みが各地で行われ、飼料費の低減、飼育管理労働の縮減や獣害防止などに効果があることが実証されている。
- 今後、中山間地域における耕作放棄地の解消や棚田保全の観点から、転作田、野草地など多様な土地を利用した放牧を推進する必要。

優良事例の特徴

- 放牧を始める地域住民の理解を得るために行政が積極的に関与。
- レンタル牛などにより初期投資を軽減
- 地域の実情に合わせ国の事業の他、県単事業や中山間支払事業などを組み合わせて実施。

放牧マップ (肉用牛の放牧面積)



・耕作放棄地 (17年度)

38万^{ヘク}_{タール}

うち農家所有

22万^{ヘク}_{タール}

田 8万^{ヘク}_{タール}

畑 10万^{ヘク}_{タール}

樹園地 3万^{ヘク}_{タール}

注) 田・畑等の内訳は2000年センサスのデータ(2005年センサスは集計中)

・未利用の野草地・林地

39万^{ヘク}_{タール}

肉用牛放牧のメリット

- 飼育管理・飼料生産労働の削減
- 購入飼料費の削減
- 牛の健康増進
(衛生費の削減、繁殖成績の向上)
- 耕作放棄地の解消、未利用地利用
- イノシシ害等の防止

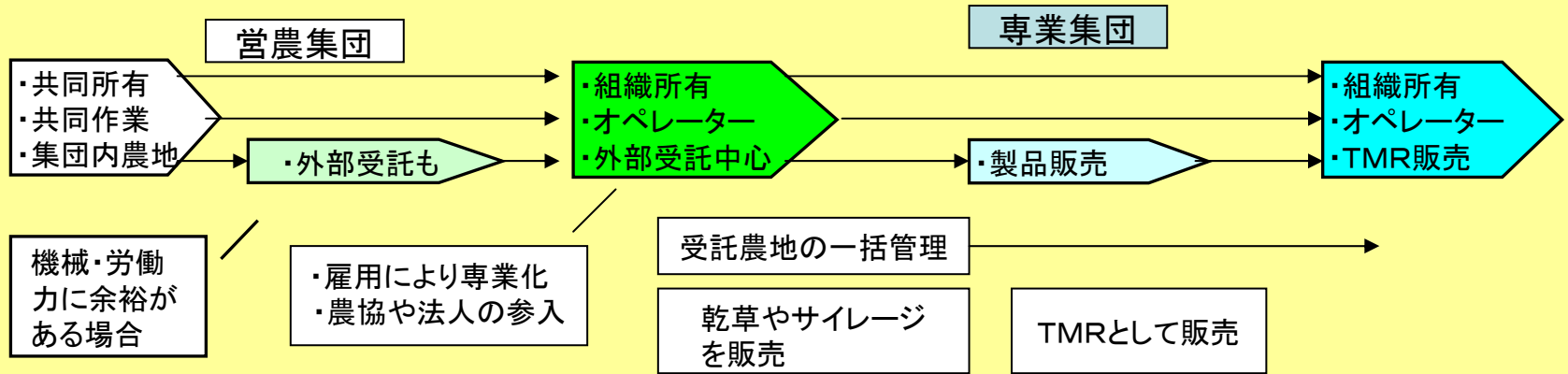
○ 肉用牛の放牧について(公共牧場・入会牧野等を除く・16年度速報値)

	戸数	面積	うち耕作放棄地、野草地、林地
・繁殖牛	3,436戸	18千ha	10千ha(約5割)
・肥育牛	227戸	7千ha	0.1千ha
計	3,663戸	25千ha	10千ha
(対15年度)	+175戸	+1千ha)	

○ コントラクターの展開方向について

「作業受託組織」から「飼料供給組織」へ→構造改革のセカンドステージ

コントラクターの発展

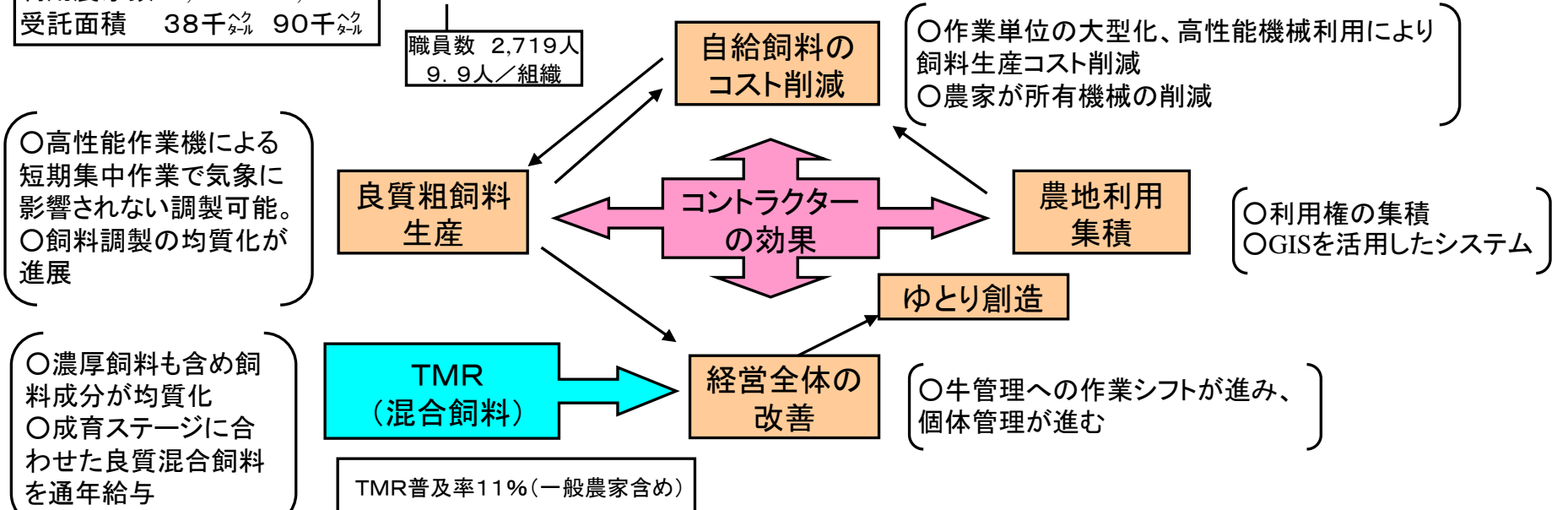


コントラクターの概要(全国)
 9年 → 15年
 組織数 122 317
 利用農家数 6,020 22,300
 受託面積 38千^{ヘクタール} 90千^{ヘクタール}

経営形態別(15)
 営農集団 69%
 有限会社 16%
 農協 9%

職員数 2,719人
 9.9人/組織

「個々の経営規模拡大」から外部化による「経営改善」へ



○ 家畜衛生をめぐる情勢

1. 主要な家畜伝染病の発生状況

- ・ 12年3月、92年ぶりに口蹄疫が発生
- ・ 13年9月、BSEの発生を確認。現在までに22頭の発生。
- ・ 一方で、牛のヨーネ病の発生が漸増、清浄化対策を実施中。
- ・ 豚コレラは平成4年以降発生がなく、予防的なワクチンを用いない防疫対策に移行。
- ・ 16年1月、79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生。17年6月には弱毒タイプの発生が確認され、計41例の感染農場を確認。

(単位：件数)

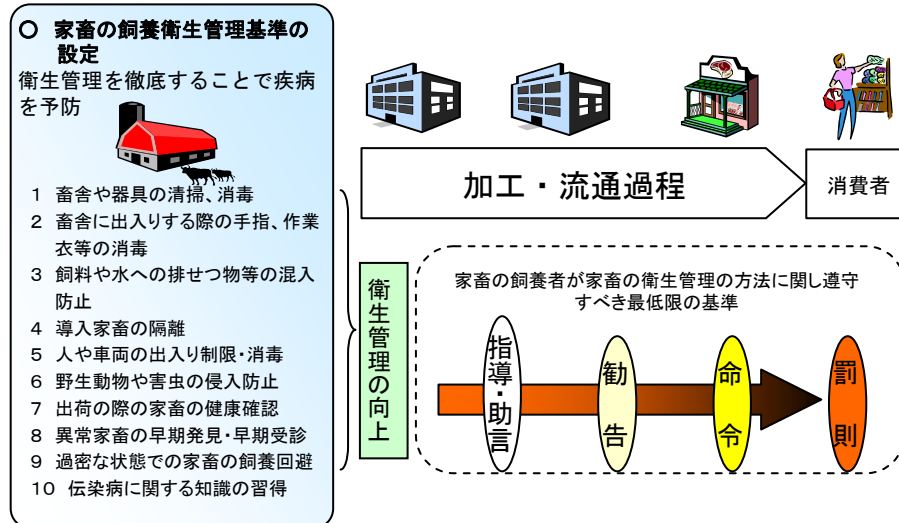
年(平成)	11	12	13	14	15	16	17 ^{注3}
口蹄疫(牛)	0	4 ^{注1}	0	0	0	0	0
伝達性海綿状脳症(牛)	0	0	3	2	4	5	7
ヨーネ病(牛)	469	390	394	433	439	604	487
豚コレラ(豚)	0	0	0	0	0	0	0
高病原性鳥インフルエンザ [*] (鶏)	0	0	0	0	0	5 ^{注2}	41 ^{注4}

注1：宮崎県における疑似患畜の発生も含む。
 注2：兵庫県の食鳥処理場における発生も含む。
 注3：平成17年12月現在
 注4：茨城県における疑似患畜の発生も含む。

2. 家畜伝染病の発生予防、まん延防止のための取組

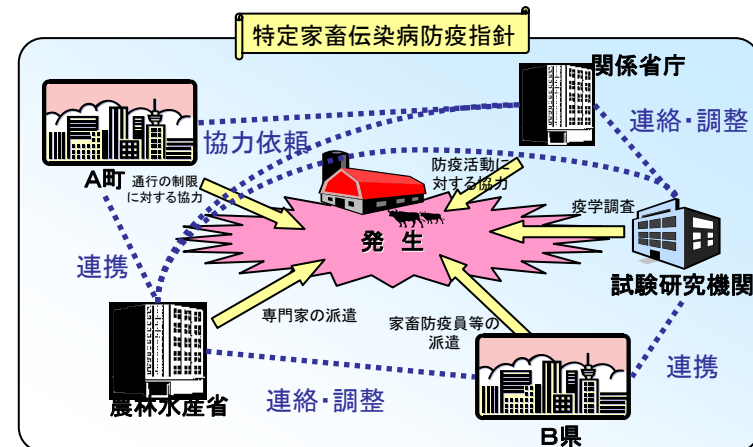
○飼養衛生管理基準の策定

家畜の伝染性疾病の発生予防、畜産物の安全性確保のため、家畜の使用者が遵守すべき基準を策定



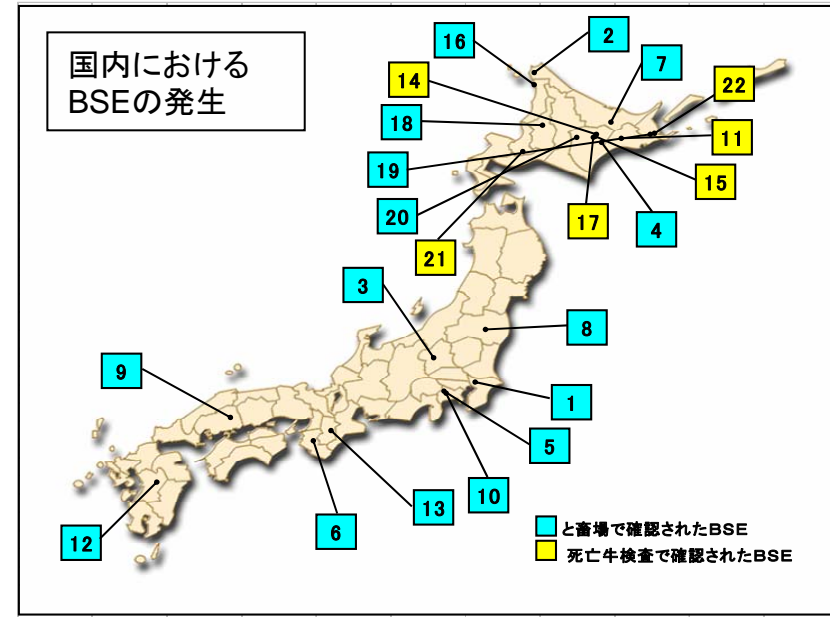
○特定家畜伝染病防疫指針の策定

重要伝染病の発生時、関係者が連携して取り組むため法に基づく特定家畜伝染病防疫指針を策定
 [口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ]



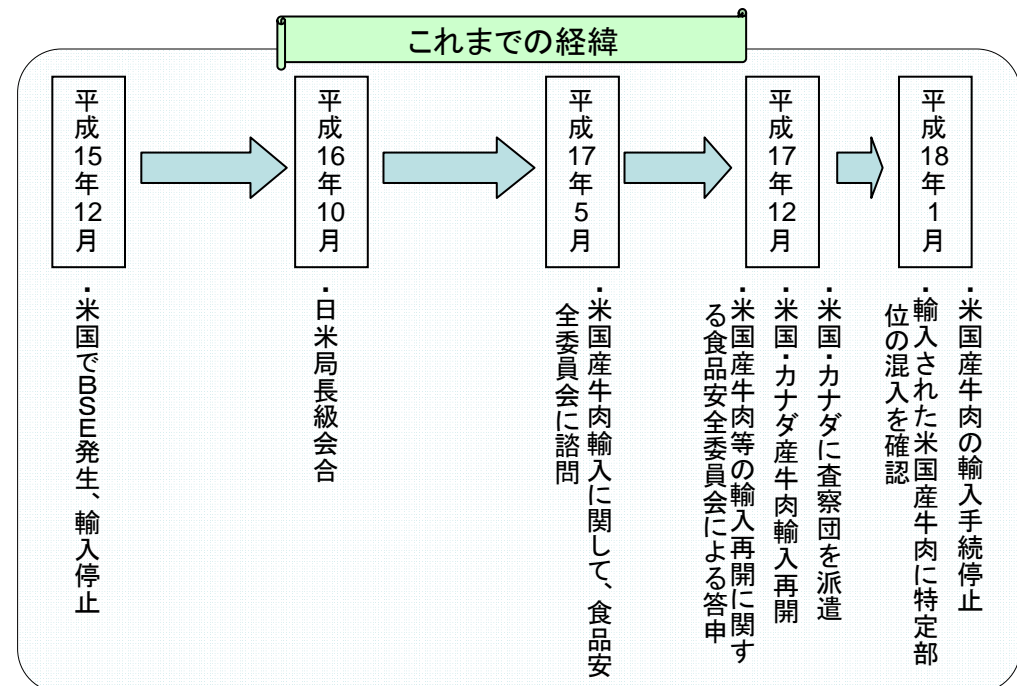
3. BSEの発生と対応

- ・ 13年9月に国内で初めて発生確認
- ・ 肉骨粉等給与の法的禁止、と畜場でのBSE検査や特定部位（SRM）の除去等の対策。
- ・ 15年度からは死亡牛の検査を開始。
- ・ 17年には、食品安全委員会の答申を受けて、と畜場でのBSE検査月齢の見直し、飼料規制の実効性確保の強化等の取組。
- ・ 18年1月までに国内では22頭の感染が確認され、感染源・感染経路について研究グループによる調査研究を実施中。



4. 米国産牛肉輸入問題

- ・ 我が国ではBSE発生国からの牛肉等の輸入停止
- ・ 15年12月、米国でBSE発生、直ちに牛肉等を輸入停止
- ・ 食品安全委員会への諮問、答申を経て、17年12月、20ヶ月齢以下の牛由来、SRMの除去を条件に輸入再開
- ・ 18年1月、輸入検査によりせき柱を含む米国産子牛肉が確認され、輸入手続停止



5. 高病原性鳥インフルエンザの発生と対応

○16年の発生

・16年1月12日に山口県において、我が国では79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、その後、大分県及び京都府でも発生を確認。

〈発生終息後〉

家畜伝染病予防法の改正、特定家畜伝染病防疫指針の策定、互助制度の創設等の取組み。

○17年の発生

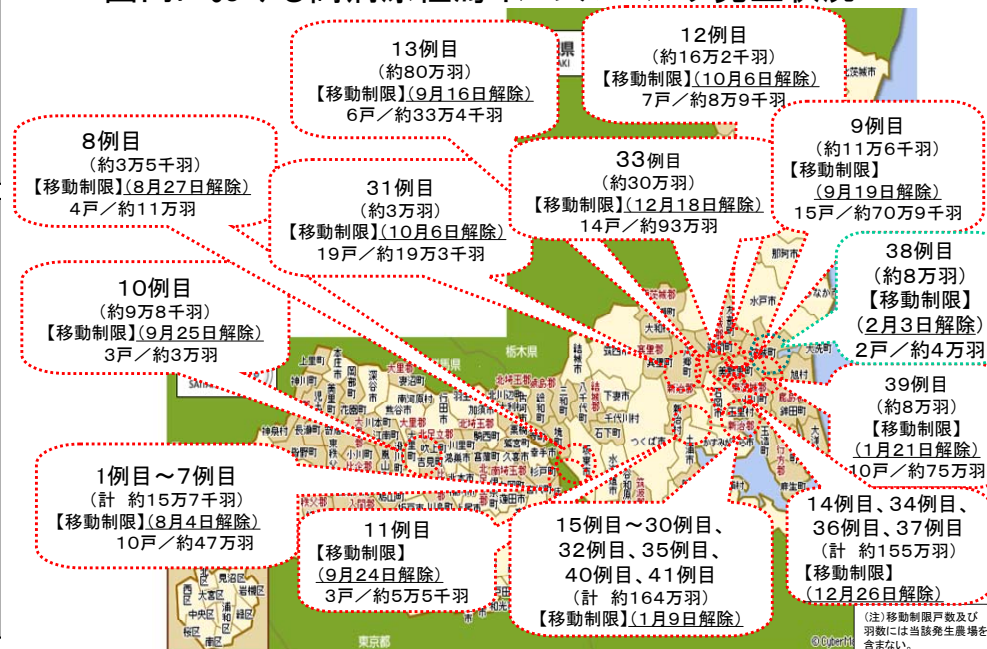
・17年6月以降茨城県を中心に、高病原性鳥インフルエンザ(弱毒タイプ)の発生を確認(これまでに41例、約600万羽)。

・発生が確認された場合には、本病のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針に基づき、

- ①発生農場における飼養鶏の殺処分及び汚染物品の焼却、
- ②発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等を実施。

・ウインドレス鶏舎については、専門家の意見も踏まえ、抗体陽性であってもウイルスが確認されない場合には、直ちに殺処分せず、厳格な監視措置を実施。監視下に置かれている全ての鶏舎でのおとり鶏による検査を行い、感染が確認された農場については、その全ての鶏を殺処分する等抗体陽性鶏を早期淘汰。

国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況



6. 牛トレーサビリティ制度の確立

BSEのまん延防止と牛肉に対する消費者の信頼確保を目的として「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が施行。

これにより、BSE発生時に患畜の同居牛を迅速に特定できるとともに、消費者は牛の生産履歴等を確認可能。

制度の信頼性を確保するため、地方農政事務所による監視・指導活動を今後とも実施。

【生産と畜段階】

15年12月1日施行

- ・ 管理者（農家）等 13万戸
（国内飼養頭数 450万頭）
- ・ と畜者 160か所
（年間と畜頭数 130万頭）

【流通段階】

16年12月1日施行

- 食肉卸売業者 1万件
 - 食肉小売店 4万件
 - 特定料理提供者 1万件(※)
- ※焼肉、すきやき、しゃぶしゃぶ等の専門店

- ・ 牛への個体識別耳標の装着義務
- ・ 各種届出の義務（出生・異動・と畜等）

- ・ 個体識別番号の表示の義務
- ・ 帳簿の備付けの義務